

アプリケーションソフトウェアのライセンス提供に関する契約書

アプリケーションソフトウェアのライセンス提供に関する契約書

株式会社 ビーブックス（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、甲の開発にかかるサーバ稼働型アプリケーションソフトウェアの提供に関して以下の通り契約する。

第1条（定義）

本件「アプリケーションソフトウェア（以下「AS」という）」とは、甲が開発した「ポータルサイトシステム B-CUBE」及びその付随システム全般を指し、当該ソフトウェアに提供されるソースコード・文章・画像・動画・音声・その他一切の著作物及び情報等の素材を含むものとする。

第2条（目的）

本契約は、甲乙間における AS ライセンス提供に関する遵守事項および取引条件について定めるとともに、乙がインターネット上でオンラインサービスを提供するにあたって第三者に有料でそのサービスを提供する場合の遵守事項を定めるものとする。

第3条（提供の方法）

本件 AS を甲の運営するサーバに格納し、乙および乙会員の第三者は、WEB 上のオンラインサービスに接続することにより提供するものとする。

第4条（提供価格）

甲乙間における AS ライセンス提供価格については、別紙記載の金額とする。

第5条（支払方法）

乙は甲に対し、本契約により甲より与えられるライセンスの対価として、別紙記載の金額を同記載の支払方法により支払うものとする。

第6条（知的所有権）

1. 本件 AS に係わる著作権、商標権、肖像権その他一切の権利は、全て甲に帰属する。
2. オンラインサービス開始後の乙によって収集、作成された写真、文章、HTML ソースの著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利は乙に帰属する。
3. 上記の権利帰属に基づき、第三者との間で問題が生じた場合には甲乙それぞれがそれぞれの責任においてその問題の解決にあたるものとする。

第7条（使用目的、複製等の禁止）

1. 乙は本件 AS の活用において公序良俗及び諸法令に違反した活用を行わない。
2. 乙は本件 AS の活用にあたって事前にその使用方法、目的、主たる地域を明確にし甲による承諾を得るものとする。またその使用方法、目的、主たる地域に変更がある場合には事前に甲による承諾を得る必要がある。
3. 乙は甲からの事前の書面による承諾がない場合には、いかなる場合にも本契約に基づく権利を第三者に譲渡、承継、貸与、再許諾しないものとし、またかかる権利を担保に供しないものとする。
4. 乙は甲からの事前の書面による承諾がない場合には、本件 AS の全部または一部を複製しないものとする。
5. 乙は本契約に基づき知り得た甲のシステム及びデータに関する技術上、業務上の情報を、甲からの事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩しないものとする。但し第三者へのサービス提供に関して必要となる事項についてはこの限りでない。

第8条（保証条項と免責事項）

本件 AS が当初規定されたシステム制限内において正常に機能しない場合には、甲は乙の請求により、甲の責任と費用負担の下で遅滞なく機能の回復に努めるものとする。ただし甲による故意もしくは重過失を除き、その損害を賠償しない。

また AS の稼働についてもサーバに依存するものであることから、24時間365日の稼働を必ずしも保証しない。善良なる管理者の注意義務をもってサーバの稼働を維持するとともにその障害にあっては遅滞なくその復旧にあたるものとし、これにより乙が被った損害に関し何らの責任も負わないものとする。また通信サービスという性質上、その原因に関わらず、乙が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能なデータ破壊などの損害についても賠償の責任を負わない。（急なアクセス数の増加などによる）稼働環境の維持などの問題に関しては、甲乙双方誠意を持って話し合いを行った上解決を図るものとする。

第9条（使用許諾）

乙は AS の利用による、甲による（個人情報を含まない）一般ユーザーのアクセス状況の閲覧、及びそれら資料のマーケットデータとしての活用を許諾するものとする。

第10条（競合システムの開発）

乙は本契約の有効期間中は、本件 AS と同一または類似の目的を有するソフトウェアについて如何なるものも、直接間接の如何を問わず開発に関与もしくは開発しないものとする。

第11条（レンタル型契約の場合の有効期間）

本契約は、本契約締結の日から2年間有効とする。但し乙による期間満了3ヶ月前、甲による期間満了1年前までに申し出がない場合にはさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

また契約期間満了前に解約する場合には3か月前までに申し出を行うものとし、または3か月分を支払うことにより解約できるものとする。

第12条（買取り型契約の有効期限）

ライセンス買取り型契約の有効期限は本ライセンスがサーバ稼働型アプリケーションソフトであることに鑑み、乙による甲に対しての休止届けがない場合には稼働領域であるサーバの解約もしくは休止届けを提出した場合には無稼働のまま3年、サーバ料金を滞納した場合には1年を経過した時点で本ライセンスを乙自らの意思により破棄したものとみなすものとする。この場合においてはいかなる事情がある場合にも買取り料金は返金されない。

第13条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告その他の手続きを要することなしに、直ちに本契約の解除をすることができる。

1. 重大な過失又は背信行為がありかつ改善が認められない場合。この場合の重大な過失又は背信行為とは、乙によるライセンス料の不払いや甲による安定的なシステムサービスの提供が行われないこともしくはその類似行為をさすものとする。
2. 事前の承諾なく乙による使用方法、目的、主たる地域の変更が行われ、かつ甲による承諾拒絶の意思表示があった後にもその修正が行われない場合。
3. 法人にあっては手形又は小切手につき不渡処分を受ける等、個人にあっては自己破産申請を行う等、支払停止状態に至った場合。
4. 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けた場合。
5. 破産、会社整理、民事再生、会社更生手続等の申立てを受け又は自らこれらを申立てた場合。
6. 解散、合併、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
7. その他の前各号に該当する事由が発生するおそれがあると認められる場合。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

第15条（専属的合意所轄）

甲及び乙は、前条の協議にもかかわらず、甲乙間で解決が得られなかった紛争については甲本店の所轄裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることに同意する。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：住所
会社名
代表取締役

乙：住所
会社名
代表